

抄訳：ジュオン＝デ＝ロングレイ著 「日仏英の中世社会と法制度」(3)

小 梁 吉 章

目次

【訳者解題】

- 1 本論文集の訳出の意義
- 2 著者について
- 3 訳出箇所を選択について

【本論文抄訳】

はじめに

- 1 フランスの「セジヌ」と日本の「知行」
 - (1) 「セジヌ」と「ゲヴェーレ」
 - (2) 「知行」
 - (3) 「知行」の語源、意味、同義語
 - (4) 「知行」の権利の行使者
 - (5) 「知行」と権利所有の類似
 - (6) 「知行」の権利の期間と 13 世紀の「年紀」時効
 - (7) 「知行」の妨害からの保護と 14、15 世紀の「占有訴訟」
- 2 日本の封建制の形成と特色
 - (1) 日本の封建制の二期にわたる形成
 - (2) 日本の封建社会の階層形成の原因
 - (3) 日本の「封建制」と仏英の < Féodalité > 以上前々号
 - (4) 家臣の本分 (devoirs) と務め (obligations)
 - (5) 結論
- 3 三か国の農民階級
 - (1) 中世の社会階級
 - (2) 農民階級
- 3 三か国の農民階級
 - (1) 中世の社会階級
 - (2) 農民階級 以上前号
 - (3) 仏英の < servage >
 - (4) 近世日本の農民階級
 - (5) 日仏英の農民と < servage > 以上本号

【本論文抄訳】

3 三か国の農民階級

(3) 仏英の〈servage〉

〈serfs〉(農奴)の地位という問題を、独断や感情に任せて検討するだけでは、かならず困難に直面する。良質の専門書もフランス各地の問題をかならずしも明確にしていない。

〈servage〉(農奴階級)の歴史ほどどの立場に立つかによって変わり得るものではなく、一定の場所で確認された事情を根拠もなく全土に拡張するのは正しくない。パリ慣習法をフランス全土の慣習法とすることはできないのである。他方、〈servage〉の歴史は10世紀以上にわたっており、その間に根本的に変化しており、〈serf〉の地位も不変ではない。人間性は進歩を続けていると信じ、〈serf〉の地位が時代を経るに従って改善方向にあったと考えるのも間違いである。ある時代を過信して、前世紀にはもっとひどかったなどと言うのも適当ではない。現実には往々にしてその反対であることが多い。

① 第一期(987年から13世紀)

○ すでにフランク時代に農村住民の地位が法的に悪化したことはすでに見たとおりである。7世紀から9世紀にかけて、ローマ法は消滅の危機を迎え、法文化は地に堕ち、資料がないので住民の状態を分析することもできず、用語の意味もきわめて曖昧にならざるを得なかった。当初の意味が消えてもこれを使わざるを得ないのである。

○ 法文化が衰退したので、事実頼らざるを得ない。農村部で重要なことは、〈villae romaines〉(ローマの古典荘園)が地方の宗教的または世俗的な主人の領地に細分され、可能な限りで伝統を守ったことである。領地の主人は、生活必需品のため領地の一部を留保し、服従者に耕作させ、当時は貨幣がなかったため、服従者は主人が生活のために割り当てた土地の地代を賦役で支払った。教会領に認められた免税特権は、侵奪を受けて、世俗の領地にも括

大し、10 世紀のフランスで中央権力が分裂し、無数の《 seigneuries 》(領主領)に分かれた。《 seigneuries 》の領民は通常、領主の裁判権に服し、上級裁判所に控訴することはできず、その地位は服従者であった。後に《 serfs 》、《 vilains libres 》(自由農民)と見なされる者はすべてこの服従者であり、いろいろな面で能力を制限され、賦役の負担と地代の支払義務を負い、地方によって軽重の差があった程度である。時代の必然で、居住地から出ていく夢も希望もなく暮らした。聖職者や貴族を除くと、領主領の住民はすべて非自由民だったのか。この疑問に答えるには、自由という語を曖昧にして、個人的評価をまじえなければならぬ。忘れてならないことは、自由という考え方や自由の外的なしるしは、時代とその時の人々によって変わることである。たとえばガリア・ローマ時代に農夫の土地への拘束は隷属のしるしではなく、自由民とされた。このような拘束を受けておらず、「土地から身を逃れさせることができる」者(recedere cum terra sua)を《 asservis 》(隷属者)ということができるか。しこうした者を独立していたといえれば誇張であり、当時の領主領の自由農民が近代的自由を享受したと考えては誤りである。

○ 領主領の農民の地位に共通性があっても、《 servus 》という語はもっと低下層の者を指したことは確かである。《 servus 》にはまったく自由がなく、想像を絶するような厳格な隷属にあった。これは領主領地の付属物とされ、相続や交換、贈与や売却など運命を偶然に委ねざるを得なかった。領主はこれに財産としての性格の権利を有したのである。

この人々はどこから来たのか。現在、この《 servi 》は従来の地方の奴隷が世襲的に継承されたものと考えられている。出自は他の原因よりもその起源をうまく説明できるであろう。孝行心から、悲惨な生活から、あるいは任意で隷属を受け入れるように強制された、という場合もあろうが、これでは一般的説明にならず、最良の説明は出自ということになろう。世襲的身分とはガリア・フランク時代の身分のことで、これが継続して作用し、道徳に対する規制に教会の倫理観しか監督がなかった時代に主人に完全に従属したので

ある。この説明はまたイギリスの《servi》、《Theow》(アングロ・サクソンの奴隷)やドイツの《Leibeigen》(奴隷)にも妥当する。

○ では《servus》である者とそうでない者を区別する基準はあるかということとこれがない。この時代については法的に正確な分析は不可能で、基準を一つにはできない。よく言われる基準は、その後の時代に適用すべきもので、13世紀前半までは妥当しないことは明らかである。古代の《censiers》(賃租帳)に書かれた負担は、《servi》である者もそうでない者も、つまり多かれ少なかれ自由な《villae》(古典荘園)の住民である《vilains》(平民、villani)にも、農村部の住民すべてに負わされたのである。《servi》と《vilains》の違いは、質よりも奉仕の量によるものであった。領主制はだれであれ、地方の住民の大多数の運命に重くのしかかった。《servi》を区別するのは次の事項に限られる：

- ・ 世襲性 - ときにこれはその名に残っている。
- ・ 領主の緊密な束縛の下にあり、たとえば死亡すると領主は与えたものを回収した。
- ・ 司法上の行為能力制限によって、ほかの《serf》を相手にする場合を除き、証言も訴えもできず、古くから存在し当時も存在した法律上の決闘もできなかった。
- ・ 古代の教会法は自由民であることを要件としたから (libertas plena)、聖職に入ることも宗門に入ることもできず、剃髪を受けることも、教会職に就くこともできなかった。

○ また次の点も指摘できよう。

・ 西暦1000年頃のフランスにどのくらいの数の《servi》がいたか知る手掛かりはない。ときによってさまざまに言われるが、こうした意見と反対に数は少なく、また一定の家族や差別された個人に限られたと信ずるに足るふしがあり、またどこにでも見られたとも言えない。いずれにしても11世紀末から12世紀初頭、フランス西部ではどこにも《servi》と呼ぶべき者はいなかつ

たのは確かである。これはドリル博士 (Léopold Victor Delisle、1826-1910 年) が著書『ノルマンディーの農民階級の地位に関する研究』(Études sur la condition de la classe agricole en Normandie、Université de Toronto、1851) で初めて明らかにしたが、同博士は「servi」とは呼べない農民が低い地位にあった理由について説明しなかった。当時のわずかな古文書に見るところブルターニュにも「servi」はすでに存在しなかった。さらにノルマンディーからジロンドまでのフランス西部も同様で、ペルシュ、メーン、アンジュー、トゥーレーヌ、ポアトウ、ヴァンドモア、ルデュノア、アングモア、ラ・ロシェルも若干の留保付きではあるが同様であった。要するに早くから「servi」が消滅したことはフランス西部の特徴の一つである。ここからある程度まともな説明を導くことができる。権力を有する主人に住民を隷属させる後期ローマ帝国の強権的領地制は、他に比べてローマの影響が軽微であった地域ではあまり実行されなかったことである。またフランス西部はノルマン人の侵攻で住民が混淆した影響もあり、古代の奴隷が逃亡することもできた。いずれにせよ 11 世紀、12 世紀に「servi」が消滅したのが、ヨーロッパ全土に城砦が設けられた十字軍の時代に対応するのは興味深い。フランス西部の城砦は農民の公的賦役によって建てられたが、かれらは「serfs」ではなかった。

・当時のフランスの「serf」の数を知ることは諦めなければならないが、イギリスには 1086 年の「Domesday Book」という財務調査書があり、1066 年のノルマンのイギリス征服後の人々のさまざまな地位の割合についてかなり正確な資料を提供している。この文書では個人または家庭 283,242 のうち、「servi」は個人または家庭 25,156 とされており、調査対象の 9% に相当する。反対に調査対象の 67% にあたる個人または家庭 191,080 は、「Villani」であり、古典荘園の自由民である («Villani」は個人または家庭 108,456、「Bordarii」(領地民) は同じく 82,624)。1066 年にはおそらく「servi」の数はイギリスよりもノルマンディーのほうが少なかった。それから 1 世紀経った 12 世紀末にはイギリスでもノルマンディーと同様に「servi」はもはや見

られなくなったようである。しかしこのことは≪ villani ≫の地位がましであったことを意味することはなく、逆にイギリスにはその証拠がある。≪ villani ≫は1086年にはまだ相当自由であったが、イギリスを分割したノルマン人の領主の裁判権に服すことになり、領主によってそのマナーの保留地の耕作を強えられるようになった。またノルマン人の領主は土塊を固めて丘を作ったが、これも≪ villani ≫の労役によるもので、次世紀に石造の天守のある城砦に強化された。イギリスの農民階級の地位はもっぱら悪化、劣悪化に向かったのである。イギリスの農民は≪ vilain ≫とは呼ばれはするが、フランス人が≪ serfs ≫と呼ぶものに近い地位にあり、イギリスで≪ serfs ≫と呼ばないのも、ブラクトン (Henry de Bracton、13世紀) によれば、単にローマ法がイギリスの法律語に影響しなくなったからにすぎないのである。

・パリ一帯で≪ servi ≫が消滅したのはもっと遅く、11世紀初めであることは確かで、イギリス、ノルマンディーよりもその数は多かった。それでも13世紀中には消滅し、これはノルマンディーに近いヴェクサン地方でとくに早かった。当時のフランス社会は、あたらしい経済体制の形成で変化しており、貨幣が流通し始め、商業発展によって都市化が進み、都市人口の増加で農村人口が減少した。農民にも領主の拘束をのがれ、思いがけず富を得る機会が開かれたのである。当時の政治的状況がこうした農民の解放を後押しした。中央の国王の裁判所を通じて国王がどこにも口を出すようになり、地方領主による裁判はますます衰退していった。

この事実から二つの結果を導くことができる。

・第一に、これが当時の多くの≪ serfs ≫の解放の主たる原因である。オリヴィエ＝マルタン教授 (François Olivier-Martin、1879-1952年) の記述によれば、数年間にパリ地方の≪ serfs ≫が解放され、これは経済条件の改善という不可抗力の動きによるもので、留保地から利益を得る以外の手段を探していた困窮化した領主から自らを解放するだけの経済的ゆとりができたということである。こうして奴隷のような隷属民集団が自由を取り戻し、自由農民集団に

転じ、その後 13 世紀以降、パリ地方でも < serfs > の解放は起きなかった。一部地域では < servi > の完全な消滅は 14 世紀初頭には終了せず、ランス、サンス、スノネでは 14 世紀末であった。

・他方、13 世紀にパリ一帯の < serf > の解放を招いた原因は、フランスの自由農民の地位も説明する。13 世紀以降、中央の国王裁判所へ申立てできたことは、自由農民にとって一つの自由の証となったが、イギリスでは 1453 年まで農民にこの権利が閉ざされていたことを思えばこの重要性が分かる。この間 2 世紀わたってイギリスの < tenant en vilainage > (自由農民) にはマナー裁判所への訴えの道しかなく、この裁判所の慣習法は農民を領主の身勝手から守ることはなかった。フランスの農民が領主の裁判に委ねられることなく、自由だったのとは対照的である。14 世紀半ばに農村人口を急減させた伝染性の黒死病のような危機の時代に、農村部に窮乏が拡散し、1358 年に < jacquerie > (農民一揆) を発生させ、窮乏が 100 年戦争の広がりによっていっそう悪化したが、パリ一帯ではこうした試練も < servage > を復活させることはなかった。フランス農村部の < vilain > では、領主への依存を強めるようなあたらしい賦役が課せられることはなく、農民から産品を奪い取る領主裁判所の横暴からも逃れることができた。農民の生活は確かに前世紀よりも悪くはなったが、これは混乱した時代の無秩序が原因で、法的地位が復活したのではない。

② 第二期 (13 世紀 -15 世紀)

・先進的地方で農民を解放する流れ、動きが終りを迎える前、一方で、その他のフランス各地ではこれに抵抗する動きがあった。この地方でも < serfs > が自由になる動きは一般的ではあったが、領主の留保地を賦役として耕作する慣行はなくなり、むしろ古くから農村経済の維持に不可欠であった農業労働力をそこに残そうとしたのである。このため農民の状況は悪化し、これもまた 13 世紀末、とくに 14 世紀の特徴ということが出来る。主としてフラ

ンス北部・北東部、ヴェルマンドア、シャンパーニュ、ブルゴーニュ（公国とフランシュ・コンテ）では顕著で、また同様にドイツでも《Hörigkeit》（隷属民）というあらたな《servage》が発達した。フランス中部とくにニヴェルネにも見られ、地方的であることが分かる。これらの地方では、13世紀と14世紀のパリ地方のように《serfs》がだんだん消滅していくようなことはなく、農奴階級（classe servile）の者がかなり増加したのが分かっている。ある地域では農村住民すべてが農奴化（servitude）したことも分かっており、当時、住民は区別されることがなく、村全体が解放された事例があったことがこの証拠である。これらの地方では《servage》はあたらしい様相を得て、自由民（vilains libres）の子孫までも含め、農村の住民全体があらたな隷属者となった。こうした変化によって同時代にイギリス・マナーの《tenant en vilainage》（自由農民）とフランスの領主留保地を耕作する義務を負った《serfs》が同じような地位に置かれるに至ったのはどのような経路をたどったためか。1349年以降の《Statuts des laboureurs》（労働者条例）の目的はほかになく、最終的に世紀末には機能しなくなった。

上記のようなフランス各地の状況に基づいて、ポール・ギリエルモ（Paul Guilhermoz、1860-1922年）などの研究者は不注意な推論によって、フランスの農村部全体に同じような《servitude》（農奴化）が広まったと考えたが、歴史に照らすとこの意見は支持できない。

・他方、12世紀末と13世紀にはフランス全土でユスティニアヌス1世（Justinien I、482-565年；在位527-565年）のローマ法が再生し、農民の地位にも影響した。註釈学派以降、《servus》（奴隷）という語のローマ時代の意味には注意が向けられた。さらに《servi terrae》（土地奴隷）という表現はテオドシウス法典（438年）になく、テオドシウス2世（Théodose II、401-450年；在位408-450年）とヴァレンティニウス3世（Valentinien III、419-455年；在位424-455年）の法律に見られるだけであるが、ユスティニアヌス法典（XI. 51）には挿入されており、これは12世紀にイルネリウス（Irnerius、1050頃

-1130 年頃)とその学派によって明らかにされた。研究者には理論的な後退という者もいるが、事実や風習に完全に矛盾しており、当時は一定の影響を及ぼしたのである。農民の地位について、《 *ascripticii* 》(登録された小作人・農民)、《 *servi glebae* 》(耕作地農奴)といった古文書の中でしか意味がない専門語まで使われた。あらたな法的研究が進み、あらたな世代が用語を正確かつ厳密に定義することによって、住民の身分の研究が進んだのは喜ばしいことである。ピエール・ド・フォンテーヌ (Pierre de Fontaines、13 世紀の法学者) やボーマノワールなどの 13 世紀の慣習法学者が初めて地方の慣習法の編集作業を行い、それまで中世になかった分野に明確性と分類という研究方法をもたらした。確かに現実の歪曲がないではないが、《 *servitude* 》の定義が必要であり、カロリング朝時代はもとよりその 1 世紀前にもこの語の定義はなかったから、経験則だけでこの用語を当てはめたのである。農民が自由を得た証拠は時代とともに変化した。慣習法学者から見ると、《 *servitude* 》(隷属)であることの証拠は、主として次のことにあった。

- 子々孫々、住居を変えることができないこと (《 *Droit de poursuit* 》(追及権))
- 自由な婚姻の禁止 (《 *Formariage* 》(領外婚税))
- 自由な財産処分の禁止 (《 *Mainmorte* 》(死亡税))
- 裁判所に訴えることと証人となることの禁止
- 控訴審のない領主の民事裁判権

その地位にこのような《 *servitude* 》(隷属)の明確な証拠があれば、《 *serfs* 》(農奴)である。これに該当しなければ、農民が現代的な自由人であるとまではいえないが、自由農民ということができる。

いずれにせよ慣習法学者によって、《 *serf* 》(農奴)が従来よりもずっと明確に定義されるようになったとはいえ、《 *servile* 》(隷属者)の地位が改善されたわけではない。反対に従来よりも悪化していたのである。それまでの農村の住民の地位はいろいろで、曖昧な点もあったが、《 *serfs* 》にされる

とこうした恩恵を受けられなくなったからである。さらに≪ serviles ≫ (隷属者)には行為能力がなく、他の地域でも同様に扱われ、どこに行っても行かなくてもどこでも無能力であった。これを示す例は多く、オリヴィエ＝マルタン教授は「悲惨なる≪ servile ≫の拡張」と呼んでいる。なお慣習法はときに権利とその語について誤りをおかすことがあった。すでに13世紀にローマ法学者、教会法学者、慣習法学者に≪ serf ≫という語はよく知られていたが、普段は≪ hommes de corps ≫ (農奴)や≪ hommes de poesté ≫ (主人に服する者)と呼んだ。15世紀、16世紀に王の命令で編纂された慣習法は依然、≪ serf ≫ (農奴)と記したが、日常用語ではすでに時代遅れの語であった。1606年に旅行したパリの富裕商人は日記にフランスにまだ≪ serf ≫ (農奴)がいるのかと驚いたと記している。

・ 歴史的には慣習が≪ servage ≫ (農奴階級)の衰退を手間取らせたが、人間の労働力以上に土地の産物を重要視し始めたことが最期の局面を特徴づける。≪ serf ≫ (農奴)の人的、世襲的地位は必然的にこの隷属者に供された土地に対する義務と混じり合い、住民の地位は土地に結びつけられた。穏やかな生活の安定は消え失せ、13世紀の住民と土地に関する制度を見ると、住民の≪ servile ≫ (隷属者)としての義務は土地から得られるものであればなんでも領主に払うという地代から区別される。ボーマノワールがすでに指摘しているが、この区別が見られるところで当時、農村住民の移動性がすでに見られ、こうした数多くの農村住民に義務として農耕させるより、賦役によって領主の留保地を耕作させる地位、すなわち≪ servile ≫としての土地の占有が重要になったのである。≪ servile ≫の土地占有に基づく義務が存在する限り、伝統的な農村生活は維持された。≪ servile ≫の土地占有による義務の中身が変化し、これがかえって都合がよければどうなるか。そうすると人的・身体的な≪ serf ≫、すなわち身体的に解放されるまでどこでも≪ serf ≫ (農奴)としてしか扱われない者と相続によって物質的な意味で≪ serf ≫である者、すなわち≪ servile ≫ (隷属者)として土地を占有し、≪ serf ≫ではあるが、

そこを去れば解放される者が区別されるようになった。14 世紀の《vilains libres》(自由農民)は物質の意味での《serf》であったことは周知のことで、《servitude》(隷属)扱いされる場所を去れば解放される《serf》はブルゴーニュ公国には存在した。こうした者が《servile》(隷属者)扱いされていたのは、占有地を失いたくなかったからである。つまり自由への扉は開かれていたのである。

イギリスでは 13 世紀には、《vilain》(農民)の身体的地位を堪えられるものにする手段がすでに存在していた。主人には《vilain》の行為能力の制限やその劣位を変えることができたが、ほかの者にはこの権利はなかった。これを《vilainage》(農民階級)の相対性と呼び、イギリスでは人的な《vilains de corps》(身体的農民)をマナーの《tenants en vilainage》(土地占有農民)に転換する手段となった。14 世紀後半、イギリスの《vilains》(農民)の人口は、1349 年から続いた黒死病のため急減したが、人口が減ったことを理由に農業賦役の負担が重くなることを拒否した、1381 年の農民一揆(ワット・タイラーの乱)の後、従来のマナーの農業経済は、再度、障害に直面することなく急速に転換され、領主は《vilains》(農民)を留保地で働せなくても、牧畜によって利益を得ることができることを理解した。13 世紀後半のフランスで生じた現象に類似した農民の解放が起きたのである。15 世紀末にはこのような変化はほぼ完了し、イギリスでは人的・身体的な《servage》(農奴階級)は一掃された。その代わり、4 世紀にわたって従来の《tenure en vilainage》(農民土地保有)を《tenure en copyhold》(贍本土地保有)と呼んで存続させ、マナーに付属し、古くから行われた留保地の賦役との関係を失った。

③ 第三期 (16 世紀 -18 世紀)

上記の通り、イギリスでは 16 世紀に中世の《servage》(農奴階級)の残滓は清算された。エリザベス 1 世 (1533-1603 年、在位：1558-1603 年)はこ

の点で精力を傾け、《vilains-serfs》(農奴農民)もその地位からなにがしかの利益を得るようになっていたから、この地位を脱するのに金銭を要求されても払おうとはしなかった。《vilains-serfs》(農奴農民)と呼ばれたのは1618年が最後で、ジェームズ1世(1566-1625年、在位:1603-1625年)の後、《servage》(農奴階級)の住民はなくなり、イギリスはこれを誇りにした。

フランスではこの問題の解決はこうではなかった。すでに見た13世紀末と14世紀初頭の《serfs》(農奴)の地位は中世末期にも大きくは変わらなかった。フランスの多くの地方、とくに西部、南部では、早くから《servage》という語は死語化していたが、《servage》(農奴階級)が浸透していた地方では存在理由を失いながらも革命までしつこく残ったが、こうした法現象を説明するのは難しいことである。

・《servage》が残存した地方では、国王権力による慣習法の編纂作業によっていったん身分が決まると変更するのが困難になった。領主、とくにいくつかの地方の教会領主は、ずっと後まで無意識に《serfs》からの伝統的利益を要求し続けた。

・住民を従来の土地と農耕に世襲的に拘束する根拠はすでに失われていた。従来の留保地の多くは廃止され、あるいは賃貸の形で利用されていた。これが残っていた場合も、すでに経済的には《serfs》を必要とせず、農村住民による任意の労役に頼ることができた。

・《serfs》の労働奉仕が農作業にとって有益であった時代には、人数が減ると《serf》の地位が劣悪になると考えられ、農作業の負担は肩にのしかかった。しかし君主制の末期にはもはやこのような状態ではなかった。苦役を共通にする《serfs》の数が多かったときには、それほど悲惨とは思われなかったが、数が減るとその地位が苦痛の種になったのである。18世紀に入ると、狭隘な土地に拘束されることは屈辱的なことになり、一方で、農業とは多かれ少なかれ土地に拘束されるものであるが、17世紀末の農村の窮乏の時代には《servage》になるか《non servage》を選ぶかといった二者選択の自由は

なかったことが忘れられた。

・いずれにせよ一定の時代に≪ *servage* ≫が存在したこと、それが可視的であったことは、こうした時代錯誤の産物に相応の責任がある者に対する執念深い嫌悪感を生じさせ、また≪ *servage* ≫を客観的に論じることを妨げる結果になった。フランス中東部のフランシュ・コンテはこうした状態にあり、オルナンの司祭、クレルジェ (Pierre-François Clerget, 1746-1808 年) は立憲議会においてフランスにはまだ 150 万の≪ *serfs* ≫が存在すると発言したが、この発言はその地方の様子を映したものである。実際には当時の人口 2 千 7 百万人のうちおよそ 30 万人にすぎなかった。当時のフランス農民は自由農民であり、かつて公的な秩序を形成した領主体制や封建体制を支えたに過ぎない。

(この後、ロングレイ教授は「日本の農村階級」として、7 世紀、奈良時代、平安時代、鎌倉時代の農民をそれぞれ分析・記述しているが、本稿では上記の仏英の農民階級が 13 世紀以降を紹介していることから、室町期以降のみを訳した)

(4) 近世日本の農民階級

① 室町時代の農民 (1333-1573 年)

14 世紀には古代のような形の≪ *esclavage* ≫ (奴隷) は農村から消滅したと考えられ、この点で農民の地位は統一化されつつあったということが出来る。「奴婢」(ぬび) という一種の隷属者として家に依存し、そこで生活する「下人」(げにん) ないし「所従」(しょじゅう) といった世襲的私的奉公人だけが残った。原則として人身売買は禁じられたが、贈与や質入れは可能なままで、逃げれば追いかけて連れ戻すこともできた。この伝統的な私的隷従者は農村でも都市でも、またこの時代にもその後もあった。

日本の農民の地位は、従来の領主体制から、地方分権の封建体制に変化するなか 14 世紀に大きく変化した。それまでの 6 世紀の間、特徴であった莊園

が解体し、現実の存在ではなくなったが、荘園という語は15世紀末まで文書の上では残された。武士の荘園への侵入がこの現象の原因である。荘園に置かれた「地頭」はまず、秩序と荘園収入を守るために「請所」(うけどころ)を手に入れた。この結果、これに対する権利を有する者や「領家」(りょうけ)が受け取る分は減り続け、荘園から地代や年貢を徴収するという体制が崩れた。すでに13世紀には従来の荘園の領主や地方の「守」(かみ)は「地頭」や「守護」との間で年貢ではなく土地そのものを分割することで満足した。荘園の領地がこうして分割され、一方で従来の領主の減少した土地を「雑掌」(ざっしょう)が守ろうとし、他方であらたな武家領主が支配する領地が拡大し続けた。かつての荘園体制、すなわち人的というよりも物的な「職」(しき)の体制を見ると、大半の荘園の人々はその権威を失ったので、土地制度は単純化したといえよう。しかし国土が分割され、荘園が細分化されたので、従前の荘園の領地はあらたな基礎に立って分割された。

武士が「知行」(ちぎょう)を認められた領地を割り当てられたことで、過去になかった直接的な土地の支配が生じた。こうした土地の没収に加えて、住民の私物化があった。それまでの都人で雲上の存在であった公家と異なり、武家はすぐ近くにいる厄介かつ傲慢な支配者であった。こうした傲慢な行動は武士の上下を問わないもので、また武士の棟梁も家臣のこうした振舞いを大目に見て、武士は従来の荘園の役人に対しても農民に対しても武器を突き付けて要求した。武士にとって重要なことは、武器を取って戦うときのために農村で自らを養うことであった。南北朝対立(1331-1392年)などこのために戦闘が止むことはなかった。平時に武士も農作業をしたという時代は過去のものとなったのである。一般の武士は常時、戦闘に明け暮れる戦士であり、農作業を行わなくなった。山や谷を巡り戦いに明け暮れる武士と土地に居住し耕す農民の間に深い溝が生まれたのである。地方住民を意味する「百の家族の名」、すなわち「百姓」(ひゃくしょう)という語は農民と同じ意味を持つようになり、土地に結びつき、耕作する者を意味するようになった。

農民は「土民」とか原住民とも呼ばれ、「百姓」の語は農民が一般に劣位に見られたことを示している。農村では武士の地位が上がり、農民の地位は下がった。常時、領地の武士と接触があり、武士は農民を下級、下層の者と見るようになった。あたらしい領主の身勝手に抗する術はなかった。朝廷の権威は弱体化し、鎌倉幕府の保護も消え、地元にいる騒々しく強欲な武士の支配に移ったのである。社会的には、14 世紀、15 世紀に農民の地位は低下したと見るべきである。

こうした戦乱と掠奪の時代の不可避の結果として、イギリスやフランスの歴史が示す現象と同じことがあったことは否めない。英仏でも 10 世紀と 11 世紀に農村に初めて封建領主が登場し、農民はそれまで経験したことのなかった要求に服さざるを得なくなった。騎士は農民に対して軽侮の念を持ち、これはイギリスでもフランスでも 100 年戦争やジャックリーの時代またその後もずっと続いた。日本でもイギリス、フランスでも農民の地位は、とくに封建社会では一種の社会的秩序となった。イギリスやフランスの領主は《serfs》(農奴)を解放すれば「封土の価値低減」(abrégèrait son feif)になるとして進んで解放に応じることはなかったが、領主の許しを得て、農民に一定の自由を認める合意は可能であった。農民を解放しても、土地の耕作を保障しなければ、農民を解放することはなかったが、解放後の農民の法的地位は異なるものになった。こうした自由契約による合意は人々に一定の平等の地歩が備わったことを前提とするが、イギリスやフランスにおいて契約が占めた地位はローマ・キリスト教の遺産である。

日本では伝統的に階級は硬直的で、それ故に領主が契約によって農民によりよい地位を与えることを認めたりはせず、これは 1490 年の入来文書に例がある⁽¹⁾。儒教的アジア世界では平等よりも念入りな保護と敬意と従属の親子関係が理想だったのである。日本の封建時代の武士の間にも相互的な法的義

(1) 原注：Kan'ichi Asakawa, The Documents of Iriki, p. 296 et suiv.

務の契約が存在しなかったことを忘れてはならず、まして領主と農民の間にこうした契約があろうはずがない。当時の農民の財産は主権者が決めたわけではなく、慣習に従って荘園生活の遺物として、不可分、譲渡不可、生前贈与不可、原則として取消可能かつ世襲耕作権の一種として認められた。これも一種の《tenure》(土地保有)であり、土地を所有する農民に広く耕作権を与えたが、以前の年貢を継承するもので領主へ貢物しなければならなかった。貨幣は希少であったから、この年貢は貨幣で支払われず、統一的で運送が容易で計算単位にもなった産物である米で支払う形をとった。副次的産物も米に換算され、収穫高に応じて年貢の多寡が決められた。農民にとっては、収穫を米で換算して、そのうち三分の一を取られるのか、半分なのか、それとも三分の二なのかだけが気がかりであった。何反かの絹布や麻布や地元産品がこれに加えられることもあった。従って農民の状況は、どれだけ手元に残るのかによって決まったのであって、法的な身分というよりも数量の問題であった。当時、農民の手元に残された分は、十分の三から十分の六までさまざまであったが、武家の役人が時に過去の土地台帳をもとに配慮したので、15世紀の農民の暮らしは想像するほど悲惨ではなかったと考えられる。

これは一つにはイギリスとフランスで《servage》(農奴階級)に付帯するとされる義務の多くは日本では存在する余地がなかったことによる。最大の特徴は日本に《réserve seigneuriale》(領主保留地)がまったくと言っていいほど存在しなかったことである。歴史家は日本の事情を見ることで、イギリスとフランスの領主留保地という現象を分析することができる。貨幣が希少な時代には、農民に生活場所と農具を与えておいて、そこにある賃貸人の土地を耕して、賃料を賦役で賄うように命じる、というのはすぐに考え付くことである。土地と農具の提供と引き換えに農作業の賦役を命じるという方法は、いったん農民が定住すると何世紀も続いて地方の慣習になり、貨幣不足や労働力不足もあって続けられた。経済発展が進むと、こうした事情の根柢がなくなり、買戻しが認められると、農民は賃貸人の土地で労働を強制さ

れることに耐えられなくなった。一方、中世日本では農業労働力は不足しておらず、貨幣が不足しても、米という普遍的な価値単位が代替することができた。日本に領主留保地はないので、農民に私的賦役させる必要はなく、農民は水田の水路の確保や川の洪水防止のための土手の整備などの「公事」(くじ) だけすればよかった。これらの作業は公共のためで、重労働だからといって文句は言えなかった。また当時の「侍」の砦はまだ土嚢を必要とせず、階層分化が進み、当時は領主が農民を歩兵にしようと進んで農民を農作業から引き離すようなことはなかった。従って農民は意識はしていなかったが、武家封建制の下で体力を使い果たすような戦いに出なくてよいという点で有利であった。また世間が混乱したため、村落も事実上、自立生活を営むことができた。領主は食料を安定的に入手しようと焦り、農民は領主に「矢銭」(やぜに) を払って、農地を荒らさないことを約束させ、あるいは地元の寺の門に、万一の掠奪を禁じる「制札銭」(せいさつせん) という高札を掲げたほど、利益を上げていた。しかし一部の冒険心のある農民がその状態を逃れるために逃亡して、「山武士」や「野武士」になることもあり、当時の混乱に乗じ、武士になる者もいた。豊臣秀吉(1536-1598年)の父もその一人である。1485年(文明17年)の擾乱では、大和国と山城国の反乱農民は武士を打ち負かしたとされている(山城国一揆)。

日本の封建時代の無政府状態が仏英間の百年戦争(1337-1453年)に類似しているとしてこの時代を日本版百年戦争(1467-1573年)と呼んだり、西洋人の渡来後を日本版ルネサンス(1542-1603年)と呼ぶことがある。日本では16世紀に無政府状態が解消されたとき、農民の状況は経済の良化によってかなり向上していた。貨幣経済が活発化し、商人都市が作られていた。通商と産業が復活し、優れた技術を持つ人々にはあらたな経済活動の機会となった。封建時代の混乱が終わらないうちに、農村の富裕化は進んでいたのである。武士階級は増え続け、食料として農産物をさらに必要とした。この需要により、16世紀には農民の収入は増え、一層の増産、収穫増を促した。

農民の生産を促すために「村」には自律統治が認められ、ときには公事の負担を買い戻して自由になる者もいた。とはいってもだれにも買戻しが可能ではなく、1542年のポルトガル人の渡来後⁽²⁾、日本全土にはヨーロッパ風の要塞の建設が必要になり、土囊を積み、これに農民をかり出した。

最後の足利将軍、義昭は1573年にその地位を豊臣秀吉に譲り、秀吉は絶対権力で全土を統一し、日本のルネッサンスは絶頂に達した。この時点では農民の地位は過去のどの時代よりも、またその後のどの時代よりも良好であった。

秀吉の剛腕によって秩序が回復され、農民に対して伝統的な態度が復活し始めた。

○ 秀吉は1584年(天正12年)に土地台帳の厳格な改定を始め、「太閤検地」(秀吉による土地測量)と呼ばれる。このとき秀吉は収穫に応じて土地の価値を決め、統一的に米で評価した。この調査は1594-1595年に続けられ、1598年のその死去で中断された。この作業は17世紀に徳川幕府が完成させている。

○ 過去の基盤の上に、秀吉は1590年(天正18年)の命令で、それまで領主の税が地方で異なっていたところ、領主に収穫の三分の二、農民に三分の一という固定の厳しい比率を命じた。あらたな封建権力は領主の取り分を分け合い、全部で日本全土で180万石(32,472,000hℓ)に達した。

○ 秀吉は1588年に、農民が武士になりうる帯剣と武器の保有すべてを制裁をもって禁じた。これを「刀狩り」と呼ぶ。

これらの措置はすべて徳川時代に行われることの前触れである。

② 徳川時代の農民(1603-1868年)

上記の通り、徳川幕府の政策は16世紀に日本全土を覆った潮流に抗するこ

(2) 原注：本書159頁参照(訳注：前記(4)家臣の本分(devoirs)、義務(obligations)の警護賦役を参照)。

とにあった。徳川幕府はそのための力の源泉を 13 世紀の鎌倉幕府の当初の力強さに求めた。そして日本の住民を対照的な階層に分け、与えられた地位に階層を維持するようにしたのである。

徳川幕府の意図が日本の農民をその固有の地位に厳格にとどめ置くことにあったとするなら、この政策は十分成功したと言えよう。この政策は次の三つの手段で目的を達した。

- ・ 第一に、農村における私的関係の現状を基本にこれを確固たるものとし、次いで厳密にし、永続させるために必要な手立てをとった。
- ・ 第二に、徳川幕府は立法者と称えられるよりも、巧妙な管理の原則によると思われる巧緻な規則の対象であった公的制度に注目した。この結果、ある意味では抑圧的といえる体制によって、それ以前の無秩序で混乱を招きかねなかった状態を是正した。
- ・ 第三に、この統治の枠組みが実施されても、日本の農民の法的地位の問題は取り上げられることなく、厳格な経済原理に規制され、その生活水準が犠牲にされたことは確かである。こうした社会組織が 2 世紀半にわたって日本の農村に平和をもたらしたことは驚異であるが、この社会組織を論じることなく、単にその経済的側面に焦点をあててしまうと、徳川幕府を正しく評価することはできない。社会的側面を見るべきである。

1) 私的關係から見た農村の状況

中世の荘園では、それまでの荘園領主の権利が「守護」と「地頭」に奪われ、守護、地頭がこれをその「領地」として主権を行使した。徳川時代の 17 世紀、18 世紀、幕府の家臣である「大名」と「旗本」がこの権利を行使したが、農村での独占的な徴税権を土地所有権からの私的権利としてではなく、公的権利として行使したことに注意を要する。封建的な《Directe》(本源的占有権)は日本では「知行」と呼ばれ、この語は前世紀に不動産物権の行使を意味するものではなく、自分の固有の利益のため年貢を徴求する公的権利を行

使することという限られた意味を帯びるようになった。これは明らかに武家封建的な性格であり、農村の状態が単純化された。

最初は戦乱によって、その後「将軍」と「大名」の権力によって武士は主君の周辺で暮らすようになり、農村には地方武士が見られなくなった。

○「本百姓」(ほんびやくしょう)と呼ばれる地方の旧家が有力な農民階級を構成した。かつて荘園で見られた有力農民の利益の源泉である「百姓職」(ひやくしょうしき)と「作手職」(つくりてしき)は、あらたな封建体制の「大名」と「旗本」の「知行」に服従する一種の《*Domaine utile*》(準用所有権)または《*Domaine censuel*》(賃借所領)に変容し、その地位はかなり改善されたといえることができる。武士に対する農民の地位はかつての荘園における「本家」に対する「領主」の地位に匹敵するほど引き上げられ、一種の私的所有権を有する農民を意味する「地主」⁽³⁾(じぬし)という語が慣用化した。地主は下層農民である耕作人とは対照的に、村の支配領主権を除けば、土地に独立した物権を有した。また場合によって地主は「高請地」(たかうけち)を有して、所有者として税を課したので《*censive*》(賃租地)を持つこともあった。従って「地主」は広い土地所有者であり、領主の課税基準評価に従って、「大高持」(おおだかもち)を産する土地を所有したのである。

領主の年貢の課税対象は地主という有力農民階級であり、米で換算された地主の土地からの産物に課税された。また地主は、その土地の重要度に応じて、役人の生活維持、水田水路など公共工事についても同様に計算されてこれを負担した。この負担は現物給付であって、他の農民層よりも余裕のある次の2つの農民層もこれを負担した。

- ・「本高百姓」(ほんだかびやくしょう)であり、これは農村に住居、水田、畑を有し、みずから耕し、または他人に耕させる農民である。
- ・「入作百姓」(いりさくびやくしょう)であり、これは農村に住居はあるが、

(3) 原注:このほか「田主」(水田の主)、「畑主」(畑の主)、「持主」という表現もあった。

耕作地は隣村にあり、離れているために、本高百姓のように頻繁には耕作できない者である。

「地主」がその所有地に対して有する権利はかなり広く、文書によると「進退」(しんたい)(土地処分)、「持地」(もちち)(土地保有)、「抱地」(かかえち)(土地賃貸)が可能であった。ただし農民の土地所有がどう変わろうと、前世紀からの自由の要素を欠いた伝統的な規制という性格を失うことはなかった。一例を挙げると、最近の研究で明らかにされたが、17 世紀と 18 世紀には南日本、北日本を問わずどこでもほとんどの地方は「割地」(わりち)に区分けされ、公平のため「籤田」(くじた)という籤引きやその他の方法で「地割り」して定期的に与えられたとある⁽⁴⁾。これを千年以上昔の「口分田」という古代の制度の存続と説明するのは誤りで、これを支持する意見は見られない。むしろ権利関係の不明な旧沼沢地などを共同で開墾し、村の年貢の責任者が衡平を期して分割したと考えられる。

「地主」というあらたな所有者の権利に対する制限の特徴として、次の徳川幕府の規定によるものを挙げるができる。

・1643 年 5 月 2 日 (寛永 20 年 3 月 14 日) の規則は幕府の天領・幕領に適用され、地方の土地売買を禁じ、違反に対して売手には投獄と追放、買手には没収と罰金の刑罰を課した。禁止の理由として、農民の土地を失いたくないという利益、「侍」や富裕農民あるいは商人による土地の買占めによる不都合を挙げるができる。さらに農民が土地を移動することを防止することもある。多くの「大名」は藩内にこの措置を取り入れたが、水戸藩と土佐藩などでは、永代譲渡を許した。農民の間での売買について禁止を回避する方法はいろいろあった。質流れを偽装した売却もあり、期限も 10 年を限度とした。

(4) 原注：これはフランスでも見られ、ロワール・アトランティックのサン・テティエンヌ・ド・モンリュク村では最近までロワール川に直角に < à tressaut > と呼ぶ牧草地があり、三人の所有者に区分けされ、その一人は三年中の一年ごとの順に、ロワール川岸で沖積戸を利用する権利があった。

一般的に土地売買の禁止は新開地などまだ年貢が課せられていない土地には及ばなかった。平均すると土地の価値は年間収入の10倍と見積もられた。1744年(寛保4年、延享元年)に将軍吉宗は原則的な売買禁止を維持したが、厳密には適用されず、徳川末期には消滅した。土地売買禁止は1872年(明治5年)に廃止された。

・地方の土地贈与、遺贈、分割も同様に、土地の過度な細分化を防止するために禁止された。1643年(寛永20年)に5石(9.235ha)の米を産する2反(19.8エーカー)以下になるような土地分割は禁じられた。土地の最小単位を定めることで父祖伝来の土地に対する長子の土地に対する地位が保障された。次男以下は家内労働をするか、隣家の手伝いをする事になり、これがなければ町に出るしかなかった。この規則によって農民層は地位の保全が可能になり、明るい未来ではないとしても、永続的な保障になった。

・土地の取得者が年貢を払う約束をしても、村人の間で「入会」を分割してはならないことを1721年(享保6年)に定めたが、これも同様の考えからである。この措置は十分には適用されなかったが、村の利益にはなった。

「小作人」と呼ばれる下級農民層は固有の土地を持たず、裕福な農民の土地を開拓して、その田畑を耕作した。その地位は不安定で、生活はつましく、そのため「水呑百姓」(みずのみびやくしょう)とも呼ばれた。下級の農民による土地の開拓は一般に行われ、場所によって「小作」、「下作」(したさく)、「請作」(うけさく)、「掟作」(おきてさく)と呼ばれた。

○ 法的には小作を二種類の定めに分けることができる。

・通常の形態は「名田小作」(みょうでんこさく)であり、「高持」(たかもち)を有する「地主」である富裕な農民の「本百姓」が「水呑百姓」に土地を耕作させるものである。

・第二の形態は「質小作」(しちこさく)でこれは借金をした「地主」が債権者に土地を担保に供し、土地からの利益を債権者のものにする事で、イギリスやフランスにいう《mort-gage》(モーゲージ、モルト・ガージュ)に

相当する。債権者は前記の「別人小作」をさせることもでき、また債務者の「地主」に土地の占有を認めることもあり、この場合には債権者には「直小作」となり、これはイギリスやフランスの《*constitut possessoire*》(占有改定)に似ている。債務者の地主が分割弁済することもあり、これを「作潰し」(つくりつぶし)、すなわち耕作による債務の分割弁済と呼んだ。担保の状態が永続化しないように、期限は 10 年までとされた。

○ 地方での取極めはまた多様であった。

水の豊かな田でも乾燥した畑でも林野でも「卸山」(おろしやま)と呼ぶ長期貸借や「請山」(うけやま)と呼ぶ短期貸借でも、地代は米で、これを「山手米」(やまてまい)といった。また瀬戸内の北岸では塩で払うこともあった。農業での取極めは、上記のさまざまな要素全体に及び、また開発用の建物や農機具全体にも及んだ。

○ 「名田小作」の契約期間はケースによって異なった。

・「無年季小作」(期限の定めのない貸与) (*concession sans délai prévu*) は「地主」の意味でいつでも終了することになった。一般に地主は収穫時期まで待ったが、そうしなければ地主は小作人に肥料、種苗やそれまでの労働分を返さねばならなかったからである。この取極めは古くからあり、一般的であったことは確かである。小作人には他人に耕作を任せる余地はなかった。

・「年季小作」(期限付きの貸与) (*concession à terme*) の期間は多くは 3 年で、1 年の場合や 5 年、7 年、9 年の場合もあったが、それ以上にはならなかった。

・「永小作」(長期間の貸与) (*concession perpétuelle*) は、20 年以上または期限の定めのない貸与をいい、「永代小作」(未来の世代のための貸与)、「三代小作」(三世代の貸与)とも呼ばれた。この土地貸与では、小作人の権利は強かった。「又小作」という第三者に耕作させる権利もあり、小作権を自由に質入れし、譲渡することができた。「地主」が変更されても、小作人の権利は変わらなかった。「地主」が土地を取り戻すのはきわめて困難で、耕作放棄の場合や地代の滞納が繰り返された場合に限られた。この取極めは《*emphytéose*

➤ (フランスの永代使用权) に類似している。

徳川時代にはさまざまな原因から「永小作」(tenure perpétuelle) となり、一般に地域名に残った過去の土地開墾に関連している。小作人が当初の土地の開墾に貢献した、あるいはその努力で生産が向上したなどが原因である。また売買や質入れにあたっての条件であったこともある。さらに30年を超える貸借は、永小作の性格を帯びるようになった。

○ 「地主」と「小作人」の関係は直接的である場合も、間接的な場合もあった。

・ この関係は原則として直接的で、通常は特定個人との間で行われた。ただし「仲間田」(なかまだ) という集団構成員の水田の「寄合小作」(共同耕作) として、村落共同体と取り極めることもあった。直接的な取極めは、慣習では口頭で行われ、書面にすることはきわめてまれであった。「地主」は自分の財産について「水入帳」(みずいれちょう) という土地台帳を作り、貸与した土地と契約期間を記した。小作人はそれに押印した。

・ 間接的な関係は二段階で、これに二種類の形式があった。第一に「地主」と小作人との間で、その耕作の見張役として「家守小作」(やもりこさく) という管理人を置き、これが報酬として土地をいくつか与えられたもので、これは過去の荘園の役人の地位を想起させる。第二に「地主」はその所有地全体について特定の者と包括的に契約し、この者がリスクを負って「請負小作」(うけおいこさく) という小規模小作人に土地を分け与える形式であった。この小作人を「又小作人」(またこさくにん) と呼んだ。

○ 「小作人」が「地主」に払う地代の名称は地方によってまちまちであった。「作得・作徳」(さくとく)⁽⁵⁾、「入上米」(いりあげまい) (上位者に供する米)、「加徴」(かちょう) (産物の徴求) と呼ばれた。多くは「小作米」として米

(5) 原注：中世には「作得」は、「年貢」が主人に行くのに対して、小作人に残る分を意味した。以前の小作人の相続人である「地主」は、この分を取ったが、その下のものに耕作を任せた。

で払われた。大麦、とうもろこし、やまいもなど地方の産物もときに見られた。その引渡しは次のように行われた。

- ・前もって収穫量の一定率を定めて払う場合を「刈分」(かりわけ)といい、*« champart »* (物納年貢)である。半々ならば「半小作」、その他の場合は「分米小作」といった。

- ・収穫時にその場で収穫の一定率と定めて払う場合を「見分」(みわけ)といった。

- ・過去の収穫の平均をとって前もって定めた量で払う場合、「常小作」(じょうこさく)または「不動小作」(ふどうこさく)といい、*« fermage »* (借地耕作)である。18世紀には領主へ払う年貢は「定免」(じょうめん)という土地の産物の一定の固定した評価に基づいたので、「地主」にとって常小作の方法は、地主が払う税に必要なものを保証することになったが、「小作人」には不作の年に災いをもたらす結果となった。

- ・地代を米で支払う代わりに、労働で払うこともでき、これを「勤小作」(つとめこさく)といい、*« corvée privée »* (イギリスの私的賦役)に類似する。

- ・前もって要求された一年から複数年分の地代を、念のために金銭で払うこともあり、「敷金小作」(しききんこさく)と呼んだ。この方法は上記のものよりも新しい。

○ 耕作費用の配分、領主の年貢の配分の取極めも多様で、両極端がある。

- ・一方で、小作人にすべてを負担させることがあり、これを「名切小作」(なきりこさく)、「高入小作」(たかいれこさく)といった。ただし領主の年貢は「地主」の名義で払われた。

- ・他方には「地主」が年貢だけでなく、収穫の準備から種苗も肥料も払うものがあり、これを「仕入小作」(しいれこさく)といった。この場合当然、「地主」が請求する地代は高い。

- ・一般には「小作人」が耕作費用を負担し、「地主」が「掟米」(おきてまい)、「定米」(さだめまい)という領主への年貢を払った後、自分の取り分を持つ

ものであった。

2) 公的關係から見た農村の状況

○ 徳川時代の安定した封建体制は日本全土に及び、領地は対照的な二種類に分かれた。

・「公領」という幕府直轄の領地は、役人、「代官」(地方行政官)、「郡代」(地方行政官)、「勘定奉行」(徴税監視人)を通じて規律を徹底した。

・「私領」という私的な領地は將軍の家臣が管轄した。「大名」が「領主」の権利を行使し、「旗本」、「御家人」が「地頭」の権利を行使し、領地の重要性に応じ「代官」を有した。

実際はこの二つがあっても、だれが封建領主であろうと、日本の農民の状況は全土にわたって一様であった。

○ 農村では村が行政単位となった。各地方は「郡」という管区に分けられ、郡が村に分けられた。領地の詳細な記録にはそれを構成する村が列挙された。一つの村が二人の家臣に分割する「分給」(ぶんきゅう)は例外的であった。村ごとに「村高」(むらだか)として水田の収穫量と米以外の二次的産物の収穫量が捕捉され、これが年貢の基礎となった。漁業を専業とする村でなければ、村民は主に農業に従事し、そこにわずかな数も職人や小商人、僧尼がいた。「本百姓」の村民が各地で農民を統制したが、封建領主の役人はこの本百姓であっても「平百姓」として扱い、そのうちの一人だけを相手にした。実際に「村寄合」(むらよりあい)を構成したのは本百姓だけで、そこで「幕府」や「大名」が村全体に課す年貢の「割賦」(わっぷ)を決めた。村寄合の構成員は公文書を理解し、全員一致で「村極」(むらぎめ)または「議定書」(ぎじょうしょ)という規則を定め、村に適用した。さらに「村持地」(むらもちち)について決めたが、これは所有者の分からない山や沼、森のことであり、村に与えられ、そこから領主の年貢を払った。また領主や離村の所有する森を「入会」(いりあい)で使う場合、その地代を払う必要もあった。村寄合は村役人の会計を

監査し、この村役人はこの階層の中から選ばれ、下記のものがあった。

・「名主」(なぬし)、すなわち「名田」の主人というきわめて古い名称の者がいて、これは村長のようなもので、西国では「庄屋」という荘園の中央行政官の考えから遺物となった呼び方もした。西国ではこの資格は一般に世襲で伝えられ、多くの場合、その所有土地について「引高」(ひきだか)として免税であった。東国では多くの場合「名主」は終身で選ばれ、「代官」がこれを確認した。名主は「給米」(きゅうまい)という俸給を受けとった。「名主」が村を代表し、村の名で発言し、村が発する文書を確認した。名主は村民の行為について重い責任を負い、これを逃れるには被疑者の名を村の「人別帳」から「帳外」として削除することを要した。削除された村民は「無宿」人である。

・名主の相談役を「組頭」(くみがしら)といい、後述する「五人組」の長のなかから選ばれた。実際には年齢を考慮して選んだので、「年寄」と呼ばれ、西国では「長百姓」(おさびやくしょう)と呼んだ。村寄合で、読み書き計算のできる者のなかから3人か5人の村民を選んだ。多くの場合、年貢を免除された。

・さらに村寄合では村民のなかの重要人物に「百姓代」(ひやくしょうだい)という監査役を命じ、これが「名主」や「組頭」の行為の監査人になった。この役には報酬はなかった。

○ 徳川幕府の成立直前、村の周辺で、その後は、都市でも農村でも日本の特徴の一つになる地方的な制度が登場し、あるいは再生した⁽⁶⁾。五人組である。これはその起源が不明で、その後の発展と民衆の認識など十分な研究に値す

(6) 原注：日本書紀は、戸籍に関して652年(白雉3年)に、唐代中国に倣い、それまで日本で「結」の名で適用されていた慣行を規定した「五保」と呼ばれる集団の結成を記している。大宝令(701年)、養老令(718年)では、五人の集団に治安維持機能がかった。村の様子を監督し、責任を決めた。「保長」と呼ばれる五家の長の一人が指揮した。平安時代には、「五家」の集団の痕跡は消え、鎌倉時代初頭に消滅した。

ることである。

1597年4月23日(慶長2年3月7日)の御掟は、侍5人の集団、平民10人の集団にその内部の犯罪の告発と公序の維持を託したが、これは日本の秩序の回復に貢献し、その功を豊臣秀吉に帰すことができる改革である。この制度はいみじくもイギリスの《Tithing》(英古法の十家組合の連帯責任制度)を連想させる。

平民、すなわち農民、職人、商人の集団の五人組を、徳川幕府は広く利用した。この制度はキリスト教を抑圧するための平民相互監視と密告に役立った。寛永年間(1624-1644年)から五人組については多くの規則が定められ、その際、原則として五軒の家を一つの組として統治上の小単位とした⁽⁷⁾。現実には都市では「家持」(いえもち)や「居付地主」(いつきじぬし)であれ、「家主」からの土地を賃借人であれ、家を占有する者だけが五人組の対象であった。「店借」(たながり)や「地借」(じがり)は地位が低く、除かれた。また農村では、「本高百姓」だけを対象とした。つまりこの集団の基盤は主として不動産であり、それが責任の根拠となっていた。

五人組には法人格があり、少なくとも承応年間(1652-1655年)からは、とくに1664年(寛文4年)の幕令以降、「五人組帳」に記録され、将軍または大名の代官または地頭が正副2通の文書を作成した。この記録には「前書」があり、1734年(享保19年)以降、形式が統一され、日常生活に適用される民事規範と治安規則を記した。正本の前書には、十分理解し納得したことを証する五人組の長の印が押され、権力側に戻した。副本の前書は、村に留置された。「名主」または「庄屋」は年に何度かこれを村民に読んで聞かせ、子どもらはこれを手本に読み書きを学んだ。

五人組の構成員は原則としては対等であるが、権力との連絡に当たる者が

(7) 原注：日本では、五人組に関連して「向う三軒両隣」という表現があり、これはまちの両隣の二軒と道を挟んで向かい合う三軒のことなら、起こることがなんでもすぐわかったことをいう。ただ、これでは六人組になり、語義が合わない。

長となった。これを「五人組頭」または「組合頭」、「組親」、「判頭」、「筆頭」といった。多くの場合、権力側は組のなかの重要な者を長とした。この役が輪番とされることはまずなかった。

徳川幕府は政策としてほぼ2世紀の間、五人組の責任を増やす一方であったが、これは次のとおり要約することができる。

- ・五人組は、個々の構成員の相談役あるいは証人として、その家庭生活に関与した。婚姻、相続廃除、養子縁組、後見、未成年の財産管理、相続、遺言、相続人の不存在の場合などで相談役となり証人となった。家族関係における五人組の関与は、かならずしもとくに古い機能とはいえないが、家族生活を善隣関係と混同しやすいので注意を要する。

- ・五人組は財産関係にも関与し、土地の耕作方法など構成員の財産管理にも口を出した。五人組の判を押すことで、各人の不動産の売却や質入れなどにも関与した。訴えを起こす場合も、他の構成員に報告する必要があった。こうしたことから他の構成員の税も責任を負うことで五人が税務上連帯関係にあったことも理解できる。このため、また逃亡と誤認されないように、夜間の引越しの場合やしばらく不在にする場合、構成員に言う必要があった。

- ・刑事の領域でも五人組の連帯関係が見られた。構成員は他の者の犯罪にも責任を問われたから、互いの行動を監視した。犯罪が行われそうになれば、告発する義務が厳然とあった。余所者、氏素性の分からない者、責任能力のない「浪人」や逃亡者をかくまってはならなかった。従って、自宅にだれか泊めるには構成員の同意を要した。また出所の分からない道具を売ってはならず、賭け事に耽る者がいれば通報しなければならなかった。当時、治安維持はほぼすべてにわたって五人組という集団に支えられ、きわめて特徴のある方法でこの機能を果たしたのである。

- ・五人組は相互扶助機能を有し、火災や盗難など災難に遭った構成員を扶助したが、こうした助け合いの側面はきわめて顕著であった。

五人組制度は、徳川時代の民心に深く根ざしたので、現在もさまざまな痕

跡が残り、第二次大戦下の 1941 年夏、五人以上からなる隣組の制度ができ、食料等の配給機能を主としたが、むかしの五人組の考え方がその基盤になったことが明らかである。

五人組は農村でも都市でも見られたから、明らかに地方に固有の制度とはいえない。ただし農民の日常生活を考えると、農村での重要性を否定できない。

3) 農民の地位の経済・政治的側面

公法や私法の視点から日本の農村における農民の地位を見ただけでは充分ではない。徳川幕府は公的文書ではかならずしも明確ではない利益を農民から得ていたから、その経済的側面も注意を要する。

日本の封建権力が農業の食料供給という重要な機能に十分に意を払っていたことは明らかであるが、その生産者である農民階級をきわめて手荒く扱ったことも確かである。豊臣秀吉の時代には、農民の収穫物からの徴収分として領主の年貢を三分の二と定めたが、これは徳川時代にも守られた。収穫不良の年もいったん決めた総額は変わらないので、収穫分の一定量という年貢には利点があった。農民の手元に残る米の量が過少に見えるのは確かであるが、第二次大戦中にも見られたように、農民は必要に迫られれば米以外も食料にすることを忘れておらず、米だけでは農民の食糧事情を十分に説明できない。

徳川幕府の初期の将軍は、豊臣秀吉が手掛けた秩序回復の事業を続け、日本の農民層に厳密、厳格な規範を定めたが、これは儒教の再生と無関係ではない。1649 年 4 月 7 日（慶安 2 年 2 月 26 日）のお触書（命令）で将軍徳川家光（1604-1651 年、在職 1623-1651 年）は、農民に質素な生活を命じ、農民は朝早くから妻ともども働きに出て、働かない妻は離縁せよとした。農民は米を節約するために雑穀を食べ、米を節約するため酒を飲むことを控えざるを得なかった。

こうした規則に加え、17 世紀の論者は農民から吸い取るという搾取政策を

推奨し、これは現在も引用される。たとえば佐渡守本多正信 (1538-1616 年) はその著『本佐録』で農民には厳に必要なものだけにし、余分なものを残さないことを勧めた。本多は「百姓は財の余らぬように不足なきように治むること道なり」とし、菜種絞りの粕のように絞れば絞るほど油が出るといった。やや弱めで、経済学者の熊沢蕃山 (1619-1691 年) は中庸を説いているが、蕃山も、過度な年貢が農民に飢餓と悲惨を招き、その働きを低下するとしても、過度の安楽は懶惰と農作業の緩みを生むと言っている。ただし 17 世紀末には、農民状況もこれほど厳しくはなかった。

当時の論者の見方や過激な言説はともかく、日本では鎖国の後、農村に不満が鬱積し、連続して農民一揆が起きた。よく知られているのは、九州肥前国の南の島原半島を舞台にした 1637 年の反乱である。3 万人の反乱軍の多くはキリスト教徒で、貧相な侍の指揮の下、有馬村の古城の原城に立てこもり、反乱を鎮圧するには 1638 年 4 月まで長期間の包囲を要し、さらに罰は苛酷であった。この厳しい弾圧は 17 世紀と 18 世紀初頭、農民一揆が比較的少なかったことが理由であろう。当時「大名」を通さずに、直接、将軍に訴えることは考えられなかった。下総国印旛郡公津村の名主、佐倉惣五郎 (1612-1653 年) は領主堀田正信の重税に対する三百の村の訴えを将軍徳川家綱 (1641-1680 年、在職：1651-1680 年) に恭しく示し、そのご聖断を仰いだが、引き換えに見せしめとして処刑され、これに怒った大名は男子 4 人を死罪とした。

17 世紀前半には農民は悲惨な状態に置かれ、その間 1616 年 (元和 4 年)、1618 年 (元和 4 年)、1625 年 (寛永 2 年)、1627 年 (寛永 4 年) に幕府は人身売買を禁じたので、その裏には私的な奴隷の復活があったのではないかと考えられる。貧苦にあえば未成年の子の身売りをすることがある。人身売買禁止令には東北で身売りの理由として、急遽年貢を払う要があったという前書きがある。奉公に出すことも実際には一種の子の身売りであり、奉公の期限を 10 年としても無意味であった。1674 年 (延宝 2 年) にはやむなく長期の奉公の契約を認めざるを得なくなり、これは実際には「譜第」(ふだい)

という世襲の形式で、低い身分の奉公人の地位にとどめ置かれた。子の身売りはかならずしも極度の貧困を理由とするものではないが、こうした奴隷的地位は農村に伝統的に残った。

18世紀後半には、農民階級の状況はかなりはっきり変化した。一方で、末期の徳川幕府の統治があまり専横的でなくなり、他方、農民階級は増加を続けたが、農地面積を拡げることもできず、階級を変えることもできない状況にあった。人口過剰の農村では新生児を絞殺したり、墮胎によって「間引き」した。農民が徒党を組んで無法集団化し、数を頼んで権力者に「強訴」した。こうした農民の蜂起がどこかで起きない年はなかったが、血なまぐさい< jacquerie > (イギリスやフランスの農民暴動) というよりも、「一揆」、すなわち農民の共同抵抗であった。天明年間 (1781-1789年) を襲った大飢饉の際にこうした一揆はさまざまな地方で68件を数え、米蔵が襲われた。徳川時代の終焉まで、領主年貢を払わないというこうした拒絶の動きは、あちこちの農村に混乱を引き起こした。一揆まで行かなくても、一種の消極的抵抗として、農民が村から多量に逃げ去ることもあった。これを「逃散」といい、法的には農民は土地に縛られていないので可能であった。政治的圧力から逃散者を戻すには明らかに裏取引があった。

上記の事実に驚かれるかもしれない。研究者のなかには徳川幕府体制下で日本の農民の状況を暗黒であったと描く者もいる。この極端な見方は過去のものである。明治時代以前の大多数の農家が悲惨な状況になかったことは、日本の農村を見ればすぐわかる。また逆に農民の暮らしが当時としては豊かで、質素ではあるが安定していたという研究者もいる。こうしたことについてはすでに述べたが、当時の地方の農民階級には、広狭の差はあるが、土地を有する者もあり、必然的に生活手段を持つ者があったのである。従って農民階級には富裕層もあれば貧困層もあり、農民を厳密に定義しようとすれば、耕作を専業とする者としか言えない。武士が農業から利益を得ようとして土地を入手することは考えられず、武士は上級階級であり、地位に応じて配分

される年貢で生計を立てていた。農民は商人や職人よりも原則として上位とみなされたが、一方、商人や職人が土地を買い取るなどして農民になることもありえなかった。その代わり貧富にかかわらず、農民は農民であり続けなければならず、他の階層への道はすべて閉ざされていた。農民は農村に住み、地方での暮らしを守り、家族ともども住いの近くの多少でも土地をみずから耕作し続けたのである。すでに見たように、さまざまな方法で自分の農地を他人に耕作させることも禁じられていなかった。

農民の状況は多くの点で複雑で、現在のマルクス主義理論を当てはめようとする研究者を悩ませる。この理論では自分の手で耕作していれば農民に当たるが、年を取り、あるいは体力がないために耕作することを止め、他人の助けに頼っただけで農民を《*parasitaire*》(寄生者)であるとする。このような安易な分類では、不幸な農民はいつまでも仕事の成果を自分のものできず、過去と同様に、終生、その魂を労働に捧げなければならないことになる。土地への愛着という感情を育て、これを利用しようとするのは、日本でもフランスでも見られることで、そこから土地の横領という考えが出るのは共通である。徳川政権下の 2 世紀半の平和の時代に、日本の農民階級は次第に土地を所有するようになった。明治天皇政府は、1868 年に「村の土地はすべて農民に」と宣言したが、1789 年 8 月 4 日の夜、フランス革命が数世紀にわたるアンシャン・レジームの終焉を告げただけであったのと同様、1868 年宣言も時代を画しただけである。日本とフランス両国で農村において農民が土地を所有し、封建負担から解放され、裕福になった者が増えたことは共通である。「所有権」という語をフランス民法典という意味で使うなら、日本の「大名」は 1868 年には土地所有者ではなくなったが、これはフランスで《*Directe*》(領主権)を行使してきた領主が 1789 年に所有者ではなくなったのと同義である。「大名」が《*fief*》(封土)から年貢を徴収し、封建的権限を行使するといっても、大名はその所有者であり、1868 年には権利の喪失に対して補償が行われたととらえるのは的外れである。実際には 1868 年まで、

大名は公の秩序を表していた。1868年に農地は封建体制から解放され、1871年に耕作の自由が獲得され、1872年には売却の自由が認められたが、1873年に従来の年貢の代りに新政府は地租改正を行った。当時の日本で農地解放は、相続したものであれ、取得したものであれ、徳川政権下での富裕化の成果として土地を所有した者に利益をもたらした。1868年には土地の非所有者もいれば「地主」の地位を得ていた者もあり、明治政府が所有者にも非所有者にも満遍なく土地を分け与えなかったのではないかと批判してもアナクロニズムであり、制度の領域での二つの現象を混同するものであって、ローマ時代にあった土地所有から18世紀末、19世紀に土地の収奪という封建的制度の性格がなくなったことと、20世紀になって一種の土地共産制を試みたこととを混同するようなものである。

徳川時代に限定していえば、当時、大名も多くの侍も、将軍の居住する江戸に居住し、地方の領地の中心に下級武士が常駐し、そこに裕福な町民が加わり、農民は大名の収入となるべき数千石の米を生産し、平和でつつましく、やや退屈な田舎暮らしを送っていた。川沿いに小さな農地を持ち、年貢を納めさえすれば農民に煩わしいこともなく、誤った統計資料を基にして農民が困窮にあえいでいたと考えたら、その能力を無視したことになる。農民が毎日の暮らしに不満を覚えたということもなく、ただ財産を相続できない農家の次男は別で、仕事を探そうと考えていた。日本の鎖国が続く間、農具の改良も見られず、少なくとも本州では未開地はほとんどなくなっていたから、新田開発の痕跡もない。徳川時代の農業政策を批判する前に、これらのことやその他の多くのことを理解すべきである。徳川時代の初期には日本の農民をつつましい生活に据え置くことを政策としていたとしても、徳川幕府の末期になれば社会の変化の流れを抑えることはできず、これに従わざるを得なかった。つまり農村の暮らしの厳しさの責任を徳川政権だけに押し付けることはできない。日本では、こうした農業政策があったため、労働力の源である農民が守られ、明治に入って必要になった堅固かつ質実な民衆を守ったと

いっても過言でなく、そこに優位性を認めることが公平である。生産の低調な年であろうと、農業の最終的な利益は消費製品の増産であり、健康で頑丈な民族という基盤を形成することである。日本の農民階級は国力のかなめであり、日本の農村にしばらく暮らした経験上、他のどこの国よりも、自然で穏やかな性格を維持しているのである。

4) 日仏英の農民と農奴 (servage)

上記の問題全体を俯瞰すると、古代の形態の「*esclavage*」(奴隷)はイギリス、フランスでも日本でも並行した変化を遂げ、最終的には消滅し、日本では少し遅かったということになる。中世の「*servage*」(農奴)についてはフランク社会がローマ帝政後期から継承したような状況は7世紀から10世紀の日本にはなかったが、これは主人に留保された「*manses*」(領地)と労働で生活するものの「*manses*」の「*villa*」(古典荘園)という形式が存在しなかったからである。日本の主人、保護者あるいはその代理人は、服従者の収穫から生活に必要な米を徴収する方法を選び、みずから生産しようとは考えなかった。結果的にフランクの村落に集住した様々な条件の半自由民というのは日本には存在せず、主人の土地での「*corvées*」(賦役)が隷属関係を形成し、「*servage*」(農奴)を形成することは日本にはなかった。逆に荘園の一部でそれぞれ耕作する農民は年貢を払うことになり、支配関係というよりももっぱら経済的な関係が形成された。従って10世紀から12世紀のフランスにおいて見られたような武力階級の支配下に農民が入るのは日本ではずっと後の時代である。日本では武士階級の形成は遅れ、その初期の12世紀末から13世紀には、従来の地方の慣習がまだまだ強かったところでは、旧来の組織と並存するしかなかった。国内の戦乱によって、封建制が権力を握り、農民階級を現実の服従状態に置くのはようやく14世紀と15世紀のことである。しかし当時、イギリス、フランスと同じ理由から、少し遅れてではあるが、日本の農民は自らを解放するあたらしい手段をすぐに見つけた。

中世の日本の農民の状況とイギリス、フランスの農民の状況全体を比較すると、日本の農民は、領主制度がそれほど抑圧的ではなかったという利点を享受したと言えよう。日本でもイギリス、フランス型の《servage》の制度が、社会的または経済的な事情が重なって生じたことはあった。武士階級は農民の提供する食糧以上に増加し、農民は閉鎖的な農業経済社会で武士の支配を逃れることはできなかったのである。これら二つの事情は徳川時代に存在したが、当時もこれを《servage》(農奴)と呼ぶのは誤りである。このことは農民が地方で収奪に遭い、自由を奪われたのは、《servage》の制度の存否に関係ないということである。法律上の定義にかかわらず、自由が拘束された者のことを一様に《servage》と呼びたくなる。しかし自由の概念は技術的、可変的である。自由には法的自由、政治的自由、経済的自由、社会的自由がある。他にも多くの自由があり、まだ決定的な自由の基準は存在しない。実は行為の自由などないにもかかわらず自分を自由と思う者もいる。平均よりもずっと自由なのに、さらに自由を渴望する者もいる。自由に酔い痴れた時代もあれば、自由に飽き、あたらしい拘束の鎖を用意しようとすることもある。世界と人間の永遠の熱狂の歴史がこの証拠である。

第三回 了